

貧困研究とジェンダー

杉本貴代栄*

Poverty Research and Gender

Kiyoe SUGIMOTO*

Abstract: In recent years, women and their poverty issues, in particular, female-headed families Issues, have been frequently appearing in poverty research. Reasons of this can be pointed out as increasing number of divorced and/or unmarried mothers and empowering feminism affect to social welfare fields. However, taking feminism perspective at poverty research doesn't mean simply taking female-headed family issues only. The fact that gender issue causes women's poverty, must be recognized at the first. In other words, as a common issue in poverty research, it is imminent to recognize that women's poverty is caused by social and class status, which regulates women as wives, mothers and/or care persons.

1. はじめに

アメリカにおいて、1970年代はじめから着手された、フェミニズムの視点をもって社会福祉を再検討する試みは、フェミニズムの成熟と軌を同じくしながら、徐々にその間い直しの成果を上げつつある(注1)。それは、職業としての社会福祉、方法論としてのソーシャルワーク実践、社会福祉政策の再検討等、それぞれのなかにおいて進行しつつあるが、1980年代に入って、その主たる研究対象が貧困問題に向けられた。その背景には、「貧困の女性化」といわれる、貧困問題とジェンダーとの不幸な関わりが明らかになったことが指

摘できる(注2)。社会福祉受給者の多くを占める「女性世帯」の貧困問題に迫るためには、貧困研究にジェンダーの視点を持ち込むことが不可欠であることが、共通の認識となりつつあるからである。一方、現在のところ「貧困の女性化」現象が顕著ではない日本においては、貧困とジェンダーの関わりを問うことは、ほとんど行われていない。つまり貧困とは、ジェンダーに関わりのない問題として取り扱われている。貧困研究の対象者とは、男性貧困者、あるいは男性でも女性でもない、属する性を持たない「のっぺらぼうの貧困者」なのである。貧困者の分類としては、「高齢者世帯」「傷病障害世帯」「アルコール依存者」「ホームレス」という分け方が存在するが、「母子世帯」を例外として、いずれも性にかかわらず分類されている。しかし、男性の貧困者と女性の

*〒380 長野市三輪8-49-7 長野県短期大学

*Nagano Prefectural College, 49-7 Miwa 8-chome, Nagano 380, Japan.

貧困者とは、貧困に至った理由も経過も、また当然ながら援助の方法も異なるはずである。そして、「貧困の女性化」が顕在していないとはいっても、女性役割を基底にした構造的性差別社会においては、男性よりも女性の方が貧困に陥ることが容易である。また、今後進行することが予測される家族の変化と高齢社会においては、貧困問題はより女性に切実な問題にならざるを得ない。貧困研究においては、ジェンダーは重要な「指標」のひとつのほずである。ここでは、近年の貧困研究の動向と、「女性世帯」における貧困問題について、ジェンダーの視点で検討してみることにする。

2. 貧困研究の動向とジェンダー

貧困研究が、戦後の一時期における「隆盛」の後、「衰退」したという認識は、社会福祉研究者の間では、ほぼ共通しているといえよう。高度経済成長を経て、総「中流階級化」した日本において、貧困はもはや「見えない問題」となり、社会福祉研究の主要なテーマとしての座を下りたかのようなのである。一例をあげれば、日本社会福祉学会の年次大会における研究発表を一瞥しても、「公的扶助分科会」は年々小規模なものとなっている。1993年の41回大会では、分科会そのものがついに消滅し、復活した1994年大会でも、わずか3発表が行われただけである。1995年大会からは単独の分科会ではなく、「公的扶助・低所得者福祉・司法福祉・更生保護」という分科会に統合された。1995年大会、1996年大会ともに合計で7発表が行われたにすぎない。

このような貧困研究の「衰退」の理由として、従来の「公的扶助」を中心とした貧困研究が、社会福祉の各領域で取り組むべき課題に分散したことがあげられる。貧困問題は、例えば高齢者問題、障害者問題、児童問題、母子問題といった、それぞれ貧困者の所属する集団別に捉えられ始めたか

らである。上述した日本社会福祉学会の研究発表を見ても、「公的扶助分科会」以外でも、高齢者の貧困問題は「高齢者分科会」で、「母子世帯」の貧困問題は「女性福祉分科会」で取り上げられている。

このように貧困研究は、ジェンダーの視点を持ち込む必要や契機を問わないままそれぞれに「分化」した。その理由として、次のことがあげられる。つまり貧困とは、労働と失業を軸とした概念であり、それは生計を担う者＝世帯主の問題として出現する。それであるならば、男性世帯主を当然とする社会においては、女性の貧困は男性の貧困に付随するものとして潜在化してしまう。女性自身の貧困は、男性世帯主のいない「女性世帯」の場合にのみ例外的に顕在化する。つまり女性の貧困とは、「例外的」な「少数」の問題であり、主たる問題として貧困研究で取り上げるテーマとはなりえなかったからである。このような貧困研究とは、貧困の主たる担い手を研究対象として取り上げはするが、「少数」の「例外」を無視することにより、貧困問題の担い手の総体を明らかにすることを妨げる。そして「少数」の「例外」の問題こそ、「階級」と「性」の二重構造によって出現する現代の貧困の大きな特徴といえるのである。

しかし従来の貧困研究が、全く女性の問題を取り上げてこなかったわけではない。遠くは「女工哀史」や「からゆきさん」研究のなかで女性の貧困が取り上げられたし、近年においては、女性を対象とした社会福祉政策を取り上げるなかで、例えば母子家庭、母子寮問題、婦人保護といった領域で貧困問題に言及した研究もある。しかしジェンダーの視点を持ち込むということは、単に女性の貧困を取り上げることを意味しない。それは、女性ゆえに出現する貧困問題のルーツとは、ジェンダーから派生する問題であること、女性を妻・母・育児や介護する者として規定する特別の地位——「ジェンダー役割ステイタス」にあることを

共通の認識とすることである。ゆえに男性にとっては、失業や病気が貧困の原因となるが、女性にとっては、女性であること、「女性世帯」であること自体が貧困の原因なのである。

それでも近年において、女性が抱える貧困問題に関心が向けられるようになってきた。その理由をあげれば、1) 貧困問題が再び「見える」問題になりつつあること。住宅問題、教育問題、労災や交通事故による不慮の事故、ホームレスの増加等と結びついて、「新たな貧困」あるいは「生活不安の増大」が「見える」ようになったこと、2) 離婚、未婚の母の増加といった家族の「多様化」により、両親家族以外の家族——母子家族（あるいは父子家族）が抱える問題が顕在化しつつあること、3) その背景には、女性問題への関心を高めたフェミニズムの影響があること、そしてこれに直接的・間接的に連動して、4) 女性たち自身の発言、特に「女性世帯」の母たち自身による発言や自助組織による活動が活発化したことがあげられるだろう（注3）。

また、つけ加えておこなうならば、1980年代後半に起こった母子家庭の母をめぐる不幸な事件「札幌母親餓死事件」が、多くの人の関心と共感を生んだことが指摘できる（注4）。思えば、1960年代に起こった堀木訴訟は、障害福祉年金と児童扶養手当の併給を求める障害を持つ母子家庭の母による訴訟であり、すぐれて「女性問題」であったのだが、女性が抱える共通の問題として受け取られたとは言いがたい。「女性問題」として捉えるための問題意識が、フェミニズムの初期においては充分浸透していなかったからである。しかし、1987年に起こった同事件は、生活保護と母子家庭問題を公の場に引き出し、貧困を「女性問題」として議論する契機となった。1980年代のはじめから起こった生活保護の「適正化」問題と結びついて、久しく社会福祉の表舞台に登場することのなかった公的扶助が、再び議論される契機を提供し

たのである。

以上のような「風向き」を反映して、1980年代後半から、社会福祉研究に女性と貧困の関わりが取り上げられるようになった。それらの研究は上述した理由により、「母子世帯」に集中している。その研究内容を見る前に、「母子世帯」の名称について触れておきたい。従来、母子家庭や父子家庭は、「欠損家族」と括られることが多かったが、さすがにそのような「差別語」は姿を消し、それに代えて、「単身家族」「ひとり親家族」が使われることが多くなった。これらの用語は、1970年代終わり頃から使われるようになったが、1980年代に入って東京都等の行政報告書に度々登場するようになり、共通語として定着したようである（山崎1983, 1985, 田辺1991）。同じ頃、外国の文献の翻訳のなかで「ひとり親」が使用されたことも、新しい用語の定着に一役買ったといえよう（シュレジンガー1986）。このような用語は、研究書や報告書で使用されるだけでなく、より一般的に使われつつある。例えば、「シングル・ペアレント」や「単親家庭」といった用語を使用した本が出版されたのも、この頃からである（注5）。

このような用語の変化とは、今まで政策に登場しなかった父子家庭をも含めたひとり親問題が認識されたことを反映しており、また「母子世帯」の用語を持つ「一定のイメージ」を払拭するためには効果があったといえよう。しかし他方で、「単親」「ひとり親」は、ジェンダー中立的な概念であり、ジェンダーの問題を中和させてしまうことになる。確かに、両親がいることを建て前とした社会で、親が一人しかいないことによって生ずる困難は母子家庭・父子家庭ともに共通であり、同じ問題を共有する部分もある。しかしながら、一人の親が男親か女親かによって、直面する困難は決定的に異なるのである。

一方で、より直接的に問題の担い手を特定する「女性世帯」または「女性世帯主家族」という用

語が使われはじめた(杉本1986, 1993, 室住1991)(注6)。「ひとり親」であって、かつ生計を担う親が女性であることによって生ずる問題を抱える世帯という意味では、「女性世帯」あるいは「女性世帯主世帯」の用語は適切に問題を規定する。その意味から本稿では、統計や引用、またそれに関連する箇所では「母子世帯」を使用するが、それ以外では「女性世帯」を使用することにする。

このような過程を経て、貧困と女性との関わりを研究テーマとすることは、「女性世帯」問題の主題のひとつとして増加しつつある。それは、「女性世帯」の推移や生活実体を明らかにすること(「現代のエスプリ」1979, 山崎1983, 都村1989, 湯沢1990, 森田1994)、「女性世帯」への社会的援助に関する研究——なかでも母子寮問題(山崎1985, 林1992, 1993, 全国母子寮協議会1992)と生活保護・所得保障(城戸1985, 1993, 中川1991, 大沢1993, 津原1991, 篠原1995, 濱本1995)に関する研究が多いが、児童扶養手当に関して(中垣1987)や、養育費問題(下夷1993)についても行われている。また、日米の「女性世帯」の研究もみられる(杉本1993, 小谷1995, 篠原1995)。貧困研究におけるこれらの傾向はまだ始まったばかりだが、貧困研究がジェンダー視点を持つことにより、従来の貧困研究が必ずしも把握することに成功しなかった人権や権利性を改めて問う契機ともなるのではないだろうか。

3. 貧困研究と「女性世帯」

1) 「母子世帯」の統計と実体

社会福祉に限ったことではないが、多くの統計が「性」を統計の指標としていないため、性別の実状を把握することは困難である。世帯類型のひとつである「母子世帯」についての統計はあるものの、実態を知ることは簡単ではない。各種統計によりその概念が異なり、世帯数が大きく異なっ

ているからである。厚生省の「国民生活基礎調査」は、「母子世帯」を「現に配偶者のいない20歳以上60歳未満の女性と20歳未満のその子のみで構成している世帯」と定義し、1994年調査では、49万1千世帯(全世帯の1.2%)であった。また、厚生省児童家庭局の「全国母子世帯等調査結果の概要」(以下「概要」)は、「母子世帯」を「父のいない児童(満20歳未満の子どもであって、未婚のもの)がその母によって養育されている世帯」と定義し、1995年調査では、78万9,900世帯(全世帯の1.9%)としている。一方、総務庁統計局が行う「就業構造基本調査」は、「母子世帯」を「母親と18歳未満の子どもからなる世帯」と定義し、35万8千世帯と把握している。これらの統計は、いずれも抽出による推計調査であるが、全数調査である「国勢調査」は、「母子世帯」を「死別または離別の母親と未婚の20歳未満の子どもからなる世帯」と定義し、前回調査の1990年では、55万1977世帯であった。

つまり、子の年齢が異なる(18歳未満または20歳未満)としても、母親の年齢が異なる(20歳以上60歳未満または年齢制限なし)としても、35万8千(「就業構造基本調査」)、49万1千(「国民生活基礎調査」)、55万1977(「国勢調査」)、78万9900(「概要」)と、その実数はあまりにも幅がある。「国民生活基礎調査」は母親の年齢制限があること、「国勢調査」は調査拒否・無回答があるであろうことから、「概要」と比べてその数の少ないことは説明できるかもしれない。後述するように、児童扶養手当受給者数が57万余いることから、「就業構造基本調査」「国民生活基礎調査」「国勢調査」に現れた「母子世帯」の数は、過小数字と判断できよう。またこれらの調査に現れた数字とは、世帯類型として「母子世帯」を構成しているもののみであり、親や親族と同居している「母子世帯」——生活実体としての「母子世帯」——は統計外である。実際には、このような「隠

れ母子世帯」の存在が多いであろうことは容易に推測できる(注7)。そのことは、児童扶養手当の受給者が(「母子世帯」を構成しているかいないかに関わりなく、夫と生別し、18歳以下の子を持つ母に支給される)、年間所得190万余円という所得制限があるにも関わらず57万余世帯いることから推測できる。また当然、児童扶養手当を受給していない、制限所得以上の「隠れ母子世帯」の数は、いずれの方法からも推測できない。つまり、統計に現れた「母子世帯」とは、生活実体としての「母子世帯」のほんの一角であると考えられる。しかし以上のような理由から、これらの調査のなかでは「概要」が最も妥当に近い数字と判

断することにする。

日本の「母子世帯」の出現率は、全世帯に占める率が1.2% (「国民生活基礎調査」) や1.9% (「概要」) であるため、他国と比べて低率であり、家族は「安定」しているというのが定説であるが、「隠れ母子世帯」をも含めた「実体」とは、必ずしもそうではないのかもしれない。また、統計に現れるような独立した「母子世帯」を形成しないこと——形成できないこと、形成したくないこと——は、「母子世帯」をとりまく社会的・文化的環境が整っていないということでもあり、日本における「母子世帯」問題の特徴として指摘できよう。しかしここでは、統計に現れた「母子世帯」につ

表1 母子世帯になった理由別・母子世帯数及び構成割合の推移

調査年次	総数	死別	生別			
			総数	離婚	未婚の母	その他
推計数(世帯)						
1952年	694,700	590,900	103,700	52,400	11,200	40,100
1956年	1,150,000	896,000	254,000	168,000	22,000	64,000
1961年	1,029,000	793,000	236,000	173,000	20,000	43,000
1967年	515,300	351,100	164,200	122,100	9,400	32,800
1973年	626,200	387,300	238,900	165,100	15,300	58,500
1978年	633,700	316,100	317,500	240,100	30,300	47,100
1983年	718,100	259,300	458,700	352,500	38,300	67,900
1988年	849,200	252,300	596,900	529,100	30,400	37,300
1993年	789,900	194,500	578,400	507,600	37,500	33,400
構成割合(%)						
1952年	100.0	85.1	14.9	7.5	1.6	5.8
1956年	100.0	77.9	22.1	14.6	1.9	5.6
1961年	100.0	77.1	22.9	16.8	1.9	4.2
1967年	100.0	68.1	31.9	23.7	1.8	6.4
1973年	100.0	61.9	38.2	26.4	2.4	9.4
1978年	100.0	49.9	50.1	37.9	4.8	7.4
1983年	100.0	36.1	63.9	49.1	5.3	9.5
1988年	100.0	29.7	70.3	62.3	3.6	4.4
1993年	100.0	24.6	73.2	64.3	4.7	4.2

(注) 総数は、不詳を含んだ値である。

資料出典：厚生省家庭局「平成5年度全国母子世帯等調査結果の概要」1995年

表2 世帯類型別にみた世帯数の年次推移 (単位:千世帯, %)

年次	総数	高齢者世帯				母子世帯	父子世帯	その他の世帯
		総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	その他			
1960年	22,476 (100.0)	500 (2.2)	—	—	—	424 (1.9)	21,552 (95.9)	
1965年	25,940 (100.0)	799 (3.1)	—	—	—	335 (1.3)	24,806 (95.6)	
1970年	29,887 (100.0)	1,196 (4.0)	—	—	—	369 (1.2)	28,321 (94.8)	
1975年	32,877 (100.0)	1,619 (4.9)	818 (2.5)	725 (2.2)	76 (0.2)	371 (1.1)	64 (0.7)	30,823 (93.8)
1980年	35,338 (100.0)	2,424 (6.9)	1,204 (3.4)	1,120 (3.2)	100 (0.3)	452 (1.3)	97 (0.3)	32,365 (91.6)
1985年	37,226 (100.0)	3,110 (8.4)	1,442 (3.9)	1,544 (4.1)	125 (0.3)	506 (1.4)	99 (0.3)	33,511 (90.0)
1990年	40,273 (100.0)	4,195 (10.4)	1,981 (4.9)	2,039 (5.1)	175 (0.4)	540 (1.3)	102 (0.3)	35,435 (88.0)
1991年	40,506 (100.0)	4,711 (11.6)	2,215 (5.5)	2,297 (5.7)	199 (0.5)	534 (1.3)	95 (0.2)	35,166 (86.8)
1992年	41,210 (100.0)	4,881 (11.8)	2,253 (5.5)	2,412 (5.9)	216 (0.5)	478 (1.2)	86 (0.2)	35,765 (86.8)
1993年	41,826 (100.0)	5,185 (12.4)	2,398 (5.7)	2,563 (6.1)	223 (0.5)	493 (1.2)	83 (0.2)	36,065 (86.2)
1994年	42,069 (100.0)	5,535 (13.2)	2,490 (5.9)	2,784 (6.6)	261 (0.6)	491 (1.2)	90 (0.2)	35,953 (86.5)

資料出典：厚生省大臣官房政策課監修「平成7年版社会保障入門」中央法規出版，1995年

いてのみ、上記の理由により「概要」を中心にみていくことにする。

1995年7月に発行された「概要」は、「母子世帯」が減少したことを指摘した。1967年に行われた調査以降、暫増し続けた「母子世帯」が、はじめて減少に転じたからである〈表1〉。しかし、「国民生活基礎調査」をみると、「母子世帯」は必ずしも増加傾向にあったわけではなく、1990年(54万世帯)を頂点として、1990年代ははじめから減少と微増を繰り返している〈表2〉。「就業構造基本調査」からも、前回調査(1988年)が45万5千世帯であったので、減少傾向は明らかである。このように各調査に共通してみられる「母子世帯」の減少傾向の理由としては、1) 子どものいる世帯自身の減少があげられる。「国民生活基礎調査」によると、児童のいる世帯は一貫して減少

し続けている。特に1990年代に入り、減少傾向には拍車がかかけられ、1993年は全世帯に占める割合が34.9%と最低になった。出生率の低下、20代・30代の女性の減少など、今後もこの傾向は継続することが推計されている。さらに、2) 離婚率の低さや「隠れ母子世帯」が、「増加」を抑制していることも指摘できるであろう(注8)。「母子世帯」の増加が予測されながらも、それに反した減少傾向はこのような「外的」と「内的」理由によること、そしてその理由が依って立っている遠因は、「母子世帯」をとりまく社会的・文化的理由といえるのではないだろうか。

減少傾向があるとはいえ、「概要」に明らかな「母子世帯」の実体は、「母子世帯」の変化をよく現している。「母子世帯」になった理由は、死別が減少し(24.6%)、離婚(64.3%)と未婚の母

(4.7%—前回に比べ23.4%増)が増加した〈表1〉。「母子世帯」が増加しない、女性が一人で生きづらい社会背景にもかかわらず、出現した「母子世帯」のこのような変化は、「母子世帯」が抱える深刻な問題と、今後の傾向を物語っていると考えられる。

2) 「女性世帯」と公的援助

これら「女性世帯」が他の世帯と比べて貧困に近い位置にいることは、多くの資料から明らかである。まず、「概要」によると、「母子世帯」の1992年の年間収入は、世帯平均で215万円であり、一般世帯の648万円の約3割にとどまっている。前回(1988年)調査では平均202万円、一般世帯が513万円であったから、一般世帯と比べて「母子世帯」の収入の低さはさらに顕著になったことになる。また、平均では215万円であるが、死別は254万円、生別は202万円と、特に生別「母子世帯」の収入の低さが目立つ。「国民生活基礎調査」によると、1992年の年間収入は、「母子世帯」264万円、高齢者世帯317.1万円、その他の世帯706.8万円となっている。また、所得四分位階級別世帯数百分率を世帯類型別にみても、第I四分位階級に「母子世帯」の76.5%が集中し、高齢者世帯66.8%、その他の世帯が17.7%であることと比べても、その所得が低位に集中している。アメリカの統計のように、毎年ごとに世帯人数別の「貧困線」を計上していない日本では、果たしてどこからが「貧困」であるかという線引きをすることは難しいが、所得四分位階級別世帯数百分率からも、「母子世帯」の「貧困度」は高いといえよう。

「国民生活基礎調査」にみる「母子世帯」の所得の内訳は、8割以上が何らかのかたちで働いており、うち4割は、雇用者所得のみによって生活している。つまり、「母子世帯」の6割の所得の内訳とは、雇用者所得+その他、またはその他のみということになる。ここには子の父の援助や親

族の援助等私的な援助も含まれるのだが、多くの「母子世帯」が何らかの公的援助を受けているであろうことが推察できる。「母子世帯」への経済的援助は、死別「母子世帯」へは社会保障法の下で遺族年金等の給付を、生別「母子世帯」へは(一部死別も含まれる)児童扶養手当の給付を行っている。それらの援助にも関わらず、さらに経済的困窮に陥る「母子世帯」へは、一般世帯と同様に生活保護によって最低生活の保障が行われるが、ここでは児童扶養手当と生活保護を取り上げて、社会福祉が「母子世帯」をどうあつかっているのか、その制度と背景について考察する。

① 児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚等により父と生計を同じくしない18歳未満の児童、または20歳未満で一定の障害の状態にある児童を監護養育している母等の申請に対して行われる援助で、児童1人の場合月額41,390円、児童2人の場合46,390円、3人以上は児童1人の加算額3,000円である。所得制限は、192万9千円未満(2人世帯)(192万9千円以上、393万2千円未満の場合は、13,600円につき支給停止)。1994年3月末で、574,844人(対象児童859,843人)が受給している〈表3〉。

「母子世帯」のうちのどれぐらいの割合が児童扶養手当を受給しているかは、上述のように分母とすべき母子世帯数が一定でないので明らかにできないが、「概要」によると、18歳未満の子どものいる世帯のうちの71.9%が受給している。平均受給期間は5.2年で、使途としては生活費が圧倒的に多く(69.7%)、次いで教育費(25.5%)となっている。このことから、所得制限がありながらも多くの「母子世帯」が受給し、かつ生活費として使っているという、「母子世帯」の苦しい生活状況が明らかである。受給していない28.1%の「母子世帯」は、受給していない理由として、公的年金受給(55.4%)、所得制限(21.1%)、その

表3 児童扶養手当受給者数の推移

(単位：人)

年次	総数	世帯類型別						
		生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄世帯	その他の 世帯
		離婚	その他					
1975年	251,316	128,330	2,710	32,084	24,632	21,284	34,941	7,335
1980	470,052	300,269	2,609	38,479	36,215	30,903	52,576	9,001
1985	647,606	490,891	2,500	31,948	35,224	30,000	47,280	9,763
1990	588,782	494,561	1,703	18,326	30,943	8,114	26,315	8,820
1991	574,100	486,860	1,354	16,167	30,594	7,101	23,728	8,296
1992	567,686	485,904	1,241	14,544	30,813	6,138	21,126	7,920
1993	574,844	495,279	1,137	13,630	31,964	5,484	19,633	7,717
1994	587,232	508,768	1,101	12,735	33,300	5,039	18,240	8,049

資料出典：厚生省「社会福祉行政業務報告」

他(23.5%)をあげており、所得制限を越えるために受給しない「母子世帯」が多くはないことがわかる。

児童扶養手当は、戦後の母子生活問題対策の拡充の中から創設されたものである。1959年に国民年金法の実施に伴い、母子年金・母子福祉年金などの遺族年金が整備されたことに伴い、生別「母子世帯」に対する援助として、1961年に制定された(62年施行。夫が障害を持つ家庭、年金のない死別母子世帯、遺棄された母子、養育家庭も対象として含まれる)。当初はそれほど多くはなかった受給者は、1980年代に入って増加し、1985年が64万8千人とピークに達する。制度成立時には、生別により「母子世帯」になったものは22%でしかなかったが、年を追うごとにその割合が高くなったからである。その生別「母子世帯」が死別「母子世帯」を上回ったのが1978年であり、以後も増加し続ける生別「母子世帯」は、児童扶養手当制度を改革することへと向かわせた。そこで1985年8月に行われた改革とは、1)新規受給者については10分の2を地方、8を国が負担すること、2)2段階の所得制限の導入であった。この制度改革をめぐって、「母子世帯」の母たち自身によって「児童扶養手当の切り捨てを許さない連

絡会(児扶連)」が結成され、反対運動が起きている(注9)。

この改革の結果として、1985年以降、受給者は減少傾向を続けている。1985年よりも1990年代はじめの方が、「国民生活基礎調査」や「概要」によれば「母子世帯」が増加しているにも関わらずである。また1990年には、所得制限の上限が、170万6千円から現行に引き上げられた。この2回にわたる改革によって、多くの「母子世帯」が受給資格から漏れたことが想像に難くない。「概要」からも明らかのように、生別「母子世帯」の平均年収202万円とは、児童扶養手当の所得制限192万9千円のまさに「少し上」でしかない。1985年の二段階所得制限の導入によって、児童扶養手当は、全面受給と一部支給との2段階の援助となったが、1994年の受給世帯58万7千世帯のうち、全面受給44万5千世帯(75.8%)、一部支給14万2千世帯(24.2%)と、児童扶養手当受給の「母子世帯」の所得の低位集中が明らかである。

以上のように児童扶養手当は、「母子世帯」が貧困に陥るリスクを防ぐ「一定の役割」を果たしている。しかしその問題点として、政策の意図する「母子家庭像」をみることができる。そのひとつは、死別を下回る生別「母子世帯」への援助で

表4 被保護世帯の世帯類型別世帯数・指数の年次推移

	総数	高齢者	母子	持病・障害者	その他
世帯数(1ヶ月平均)					
昭和46年('71)	666,051	204,293	65,894	272,274	123,590
50('75)	704,785	221,241	70,211	322,458	90,875
55('80)	744,724	225,340	95,620	342,777	80,987
60('85)	778,797	243,260	113,979	348,881	72,678
平2('90)	622,235	231,609	72,899	267,091	50,637
4('92)	584,821	235,119	57,847	248,038	43,818
5('93)	585,086	240,690	54,697	247,362	42,338
6('94)	594,439	248,419	53,597	250,158	42,266
指数(46年度=100)					
昭46年('71)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50('75)	105.8	108.3	106.6	118.4	73.5
55('80)	111.8	110.3	145.1	125.9	65.5
60('85)	116.9	119.1	173.0	128.1	58.8
平2('90)	93.4	113.4	110.6	98.1	41.0
4('92)	87.8	115.9	87.8	91.1	35.5
5('93)	87.8	117.8	83.0	90.9	34.3
6('94)	89.2	121.6	81.3	91.9	34.2

資料出典：厚生省「社会福祉行政業務報告」

ある。児童扶養手当の支給額は、社会保障法の下で行われている国民年金の遺族基礎年金の83,700円(第2子17,950円,第3子以降5,983円)のほぼ半額。死別「母子世帯」の方が生別「母子世帯」よりも平均年収が多いが、それには少なからず遺族基礎年金が貢献している。このように同じ「母子世帯」であってもその出現理由によって、生別より死別へと、援助の「厚さ」が異なる。また、二つ目としては、生別のなかでも、「事実婚」や未婚の子の認知、男性との交際や同居等、「男性」との関係によって選別が行われていることである。生別「母子世帯」は、生計を担う夫がいないことが条件であるが、そのことは「男性」との関係を厳しく制限することになり、母子世帯の母と子がおかれている状況とは関係なく、「モラル」を基準にして支給対象者を制限することが行われている(注10)。

②生活保護

生活保護受給者の年齢・世帯規模・地域・世帯類型による統計はあるが、性別による統計はない。ここでもまた、「性」を指標にした統計がないために、女性と生活保護の関わりを知ることはできない。例えば、近年減少傾向にある生活保護受給者の最大の受給者集団とは、世帯類型別にみると高齢者世帯であり、また年齢別統計でみると70歳以上の高齢者である。しかしその高齢者の性別は不明のため、女性高齢者と生活保護の関わりはわからない。世帯類型別の統計があるため、「母子世帯」の被保護世帯数を知ることができるが、それ以外の女性の被保護者については統計は何も明らかにしていない。

近年の生活保護は、減少の傾向にある。受給世帯の世帯数は1970年代を通じて増加し続け、1984年の79万世帯をピークとして減少に転じ、1993年度には59万世帯に減少した。また世帯保護率も、

1965年度の24.80/00から1993年度14.00/00と減少した。生活保護受給の「母子世帯」も全体と同様に減少傾向にあり、1984年から下降を続けて現在に至っている〈表4〉。ちなみに、上記した調査のうち、「母子世帯」の生活保護受給数についての調査項目を持つものもあるが、その数は4万世帯(1992年「国民生活基礎調査」)と、「社会福祉行政業務報告」の同年の実際に受給した5万8千世帯と比べてかなり低い。このことから、この種の調査が回答拒否や無回答のため、かなり低い統計となっていることがわかる。「社会福祉行政業務報告」により、実際に保護を受けた「母子世帯」の実数はわかるが、これが全「母子世帯」の何%に相当するかということとは上記した理由により簡単ではないが、ここでは年次推移を知るために「厚生統計要覧」を使用することにする。それによると、生活保護受給「母子世帯」は全受給世帯の9.3%(93年)を占め、1980年代半ば(14.4%)から減少を続けている。

1980年代に何が起こったかは、前述した「札幌母親餓死事件」が象徴的に物語っている。1960年代・70年代と増加を続ける生活保護受給率を押さえようとする動きは、1980年代はじめから始動した。まず、厚生省社会局保護課長・監査指導課長の連名で出された、いわゆる「社保123号」通知が出されたのが1981年であった。これは、暴力団などの不正受給を防止するというふれこみで、生活保護受給を厳しく制限することに関しての通達であり、1)申請時に必要とされる収入や資産の申告書の詳細化、2)資産・扶養関係に関する調査の「同意書」の提出を義務付けること等、具体的な実施を促したものである。さらに1984年には、生活保護基準の算定を格差縮小方式から消費水準方式に変更し、生保基準そのものを引き下げた。1985年は、生活保護の国庫負担率を8割から7割に引き下げるなど、臨調・行革路線による生活保護行政が実施された。このような一連の「改革」

の結果、1980年代後半から受給世帯数は減少に転じた。このような引き締めのおおりは、世帯類型に関わりなくそれぞれの受給世帯に及ぶのであるが、特に「母子世帯」がその対象とされたのである。生活保護受給の高齢者世帯や障害者世帯とは、その出現の「事情」や「経過」が異なる「母子世帯」(特に生別「母子世帯」)は、「改革」の対象とされる理由があるとされたからである。「母子世帯」に対しては、従来以上に前夫への扶養義務の履行や、「水商売」「風俗」も含めての働くことの強要が行われたことが報告されている(寺久保1988, 関1988, 水島1990)。ここでも「母子世帯」は、適正化の影響で保護を受けづらくなるといった、他の受給世帯と同様の問題を持ちながら、「母子世帯」独自の問題を抱えている。

また、生活保護受給世帯のなかで、「母子世帯」だけの特徴があげられる。「厚生統計要覧」により生活保護開始・廃止の理由をみると、当然ながら「母子世帯」はその理由を全体の傾向と異にしている。全体としては、開始の原因としては「世帯主の傷病」が圧倒的に多く(79%)、生活保護廃止の理由は、「世帯主の傷病治癒」がもっとも多い(33%)。「母子世帯」については、もっとも多い保護開始理由は、「働いていた者の離別等」(42%)、廃止理由は、「働きによる収入の増加・取得」(50.7%)である。これは、生活保護を受けるに至る理由が「性」により異なっていること、ゆえに必要とする援助も異なることを示している。

世帯類型別最低生活保障水準の母子3人世帯をみると(1995年)、その保護費は、〈1級地の1〉の193,495円から、〈3級地の2〉の150,722円である。これを年収に換算すると、232万円から180万ということになる。「概要」によると「母子世帯」の平均年収は215万円、生別「母子世帯」だけでは202万円なので、多くの「母子世帯」の収入は、生活保護基準程度ということになる。また児童扶養手当の所得制限も、手当の全額受給のた

めには192万9千円未満であるから、生活保護と同程度の生活水準ということになる。「母子世帯」の生活実体を分析し、児童扶養手当の満額受給の年収とは、生活保護受給と同等であることが明らかにされている(津原1991)。そうすると、児童扶養手当⇒生活保護という移行は、下方へ向かっての移行ではなく、何らかの条件が整わない場合(低年齢の子どもがいる、母親の学歴や職業観、親や子の父の援助の有無等)の水平上の移行であり、結果としては同程度の生活水準が「保障」されることになる。このように「何らかの条件」により容易に児童扶養手当から生活保護へと移行するのならば(むしろ「母子世帯」は生活保護を簡単には受給できないが)、「何らかの条件」を援助する、経済的援助だけでなく、総合的な政策が必要ということがいえるだろう。

4. おわりに——日本における「貧困の女性化」

現在の日本においては、アメリカで顕在化し、社会福祉改革の議論の焦点となったような「貧困の女性化」現象は顕在化してはいない。しかしその背景には、貧困な「女性世帯」の存在が潜在化していることは上記の分析から明らかである。このように「女性世帯」に代表的に出現する女性の貧困問題のルーツとは、「ジェンダー階級的地位——女性を女性として規定する役割」にある。つまり、1) 女性が出産・子育てを担うこと、2) 女性が構造的性差別社会の中で生きること、3) 女性が結婚という安全弁を持たないことが貧困の原因なのである。このように貧困とは、ジェンダーと深い関わりがある社会的問題なのであり、ジェンダーを考慮した社会福祉政策が不備であれば、貧困化する「女性世帯」(あるいは高齢女性・中高年独身女性・障害を持った女性等)が増加せざるをえない。このように女性がおかれている状況は、日本においてもアメリカと同様である。しかし日本の現状は、児童扶養手当受給の「女性世帯」も、

生活保護受給の「女性世帯」も、政策の転換点である1980年代半ばから減少し、「女性世帯」自身も統計上は減少している。このように「貧困の女性化」が顕在化しない理由としては、極めて日本的な理由が考えられる。

ひとつは、日本的な家族関係である。「女性世帯」が親や親族と同居することによって、独立した「母子世帯」を構成しないことがそれである。上記したいくつかの統計上の「母子世帯」の数より児童扶養手当受給世帯の方が上回っていることは、このような同居「母子世帯」の存在が多いことを推察させる。またこのような同居「母子世帯」は、生活上も程度の違いはあっても何らかの援助(必ずしも経済的援助とは限らないが)を受けていることが考えられ、貧困に落ちいることを防いでいる。児童扶養手当とは、こういった「疑似母子世帯」に対しては、有効な援助となっているのかもしれない。また、日本的な家族関係の他の「効用」とは、同居「母子世帯」を選択する以前に働くのかもしれない。つまり離婚を選択しないことに機能しているのかもしれない(注11)。

ふたつめの理由は、公的援助の不備とその背景にある公的援助の女性観である。現行の社会福祉制度は、従来の家族観——結婚観に乗っ取って構築されている。ゆえに「女性世帯」とは、その家族観から逸脱した「例外」なのである。そしてその「例外」となった理由別に、援助に値する「女性世帯」(死別)と、援助に値しない「女性世帯」(生別)とに「女性世帯」を振り分けることになる。死別により生じた「女性世帯」は、援助に値する「女性世帯」として、社会保障法のもとに遺族年金の対象として保護される。離婚や未婚により生じた「女性世帯」は、援助に値しない「女性世帯」として、公的援助を厳しく制限される。なかでも未婚により生じた「女性世帯」への援助は、最も制限される。社会福祉の対象とされる男性の貧困者が、労働可能か否かによって振り分けられ

ることとは別のベクトルが、「女性世帯」には適用されている。「女性世帯」により重く課せられるこのようなスティグマは、公的援助を受給する「女性世帯」を抑制することに働く。そして同時に、このような抑制が離婚や未婚の母の出現を抑制するという、二重の抑制が存在する(注12)。

「貧困の女性化」は顕在化してはいないが、それは深刻な生活問題を抱える「女性世帯」が少ないことを意味しない。「貧困の女性化」は潜在化し、「見えない」だけにその克服はいっそう困難である。このような「女性世帯」の生活を支え、「自立」を援助するためには、貧困研究にジェンダーの視点が不可欠であることはいうまでもない。そのためには、1) 男性の貧困と原因・経過が異なる女性の貧困の原因を考慮すること、2) 妊娠・出産・哺育といった女性の特性が不利にならないような援助を考慮すること、3) 労働と保育政策を結びつけて考慮すること、そして何よりも、4) 社会福祉制度が内包する「性差別」を批判すること、が早急に必要とされている。「女性世帯」と貧困を考慮することは、他方で、男性の貧困——生計維持者としての貧困——を問い直すことでもあり、社会福祉の貧困政策を権利に基づいた実効あるものとして改めて考えていく契機ともなるはずである。

(注1) アメリカにおける社会福祉研究とフェミニズムとの関わりについては、杉本貴代栄著『社会福祉とフェミニズム』(1993年、勁草書房)を参照。

(注2) ダイアナ・ピアースが、1978年に「The Feminization of Poverty: Women, Work and Welfare」(*Urban and Social Change Review*, 1978)のなかで「貧困の女性化」現象を「発見」して以来、貧困はジェンダーにかかわりのある問題として認識され、ジェンダー視点を持った貧困研究がおこなわれるようになって現在に至っている。アメリカにおける貧困研究の研究動

向については、別の機会に詳細した(杉本他著『貧困化する女性世帯への社会福祉援助をめぐる日米比較研究』(文部省科学研究費助成研究報告書、1996年3月出版)。

(注3) 例えば、1980年代後半から、母子家庭を主題にした小説・エッセイ等が、当事者である母たちによって発表されることが多くなった。例えば、干刈あがた、下田治美、神谷麻衣、久田恵他がある(干刈1984、久田1985、下田1987・1988、神谷1991)。また、「児童扶養手当の切り捨てを許さない連絡会(児扶連)」のような、自助組織の活動や発言が活発化したことがあげられる。

(注4) 「母子世帯」に対する生活保護行政の差別性を指摘した水島宏明の『母さんが死んだ』は、当時の大宅壮一ノンフィクション賞の最終候補作に残り、人々の関心を同事件に引きつけた。また他にも、同事件を「母子世帯」に対する生活保護行政の批判として記述した本が出版された(寺久保1988、関1988)。その後、生活保護行政よりも死亡した母親の「男性問題」が事件の原因であったという指摘がされたが(久田1992、1994)、それに対しても、生活保護行政の差別性が事件の基本にあったことが再度論じられている(大沢1993、杉本1993、1995、篠原1995)。

(注5) 例として、『シングル・ペアレント—男の家事・男の変革』(重川、1990)、『単親家庭の呪い』(下田、1987)をあげておく。

(注6) 「女性世帯」の概念については、(注2)に記述した『文部省科学研究費助成研究報告書』のなかで詳細した。ここでは「女性世帯」とは、女性が主たる生計の担い手で、扶養すべき子どもを有する世帯として使用する。

(注7) 厚生省児童家庭局が行う「全国母子世帯等調査」だけは、「父のいない満20歳未満の未婚の子どもが母によって養育されている世帯」に同居者がいても「母子世帯」として統計してはいるが、その「母子世帯」のうちのどれだけが同居者がいる世帯かは統計上明らかではない(担当者への電話での聞き取りによる)。

(注8) 離婚は増加しつつあるとはいっても、全数で、179,191(92年)、188,297件(93年)、195,115件(94年)。人口千人に対して、1.45(92年)、

1.52 (93年), 1.57 (94年) という推移であり、離婚をすることが女性の生き方の選択肢に加えられているとはいいがたい。

(注9) 反対運動の成果として、①15歳で受給打ち切り、②子の父の所得により受給を制限する、③未婚の母には支給しない、といった当初の改正案は修正された。

(注10) 『正しい母子家庭のやり方』『母子家庭にカンバイ!』のなかで、事実婚を疑われたケースがいくつも紹介されている。

(注11) 日本において「貧困の女性化」現象が顕在化しない理由については、「〈貧困の女性化現象〉はアメリカだけの問題か」(杉本1993)のなかで、「家庭内離婚」という形で離婚を選択しないことの「効用」について述べた。

(注12) 例えば、児童扶養手当の「改正」時に、手当を少しずつカットしていったら、離婚件数が減るのではないかという意見があったことが紹介されている(中垣1987)。

参考文献(著者名のアルファベット順)

大沢真理, 1993『企業中心社会を超えて—現代日本を〈ジェンダー〉で読む』時事通信社
 小谷義次, 1995『「貧困の女性化」について—アメリカの事例にみる現状』『婦人白書1995』日本婦人団体連合会編, ほるぷ出版
 神谷麻衣, 1991「母子寮には人権がありません」『婦人公論』第927号
 城戸喜子, 1985「母子世帯と生活保護」『季刊・社会保障研究』第21巻3号
 厚生省児童家庭局, 1995『平成5年度全国母子世帯等調査結果の概要』
 厚生省大臣官房統計情報部編, 1995『平成5年国民生活基礎調査』
 『現代のエスプリ』142号, 1979「特集: 母子家庭—その生活と福祉」至文堂
 重川治樹, 1990『シングル・ペアレント—男の家事・男の変革』光雲社
 篠塚英子, 1995「貧困の女性化—母子世帯の問題」篠塚著『女性が働く社会』勁草書房
 下夷美幸, 1993「母子家庭への社会的支援—離婚後の児童扶養問題への対応」社会保障研究所編

『女性と社会保障』

下田治美, 1987『単親家庭の呪い』情報センター出版局
 ———, 1988『2 DK の呪い』情報センター出版局
 シュレジンガー, ベンジャミン編, 1986『ひとり親家庭—1980年代における北米の動向』全国社会福祉協議会
 ———, 1993「女性の自立と社会手当—母子世帯の場合を中心に」社会保障研究所編『女性と社会保障』
 しんぐるまざーず・ふぉーらむ, 1994『母子家庭にカンバイ!』現代書館
 杉本貴代栄, 1986「〈貧困の女性化現象〉とレーガン福祉政策」『社会福祉研究』38号(杉本著『社会福祉とフェミニズム』所収)
 ———, 1993『「貧困の女性化現象」はアメリカだけの問題か—日本における問題を考察するために』杉本著『社会福祉とフェミニズム』勁草書房
 ———, 1995「現代社会福祉の視点(3)—ジェンダーの視点から」『これからの社会福祉①社会福祉概論』有斐閣
 関千枝子, 1988『この国は恐ろしい国—もう一つの老後』農文協
 総務庁統計局編集・発行, 1988『昭和62年就業構造基本調査報告』
 ———, 1991『平成2年国勢調査報告全国編』
 ———, 1993『平成4年就業構造基本調査報告』
 田辺敦子他編著, 1991『ひとり親家庭の子どもたち』川島書店
 津原美雪, 1991「母子世帯の生活問題と生活保護」『家族・労働・福祉—桑原洋子教授選暦記念論文集』永田文昌堂
 都村敦子, 1989「女性と社会保障」マーサ・オザワ他編『女性のライフサイクル—所得保障の日米比較』東大出版会
 寺久保光良, 1988『福祉が人を殺すとき』あけび書房
 中垣昌美編, 1987『離別母子世帯の生活実態と児童扶養手当制度』さんえい出版
 中川健太郎, 1991「福祉と女性—ある母子世帯の生

- 活保護申請をめぐる一」古橋エツ子編著『男と女の周辺（上）』法政出版
- 濱本知寿香，1995「母子世帯と所得保障」『社会福祉研究』第63号
- 林千代，1992『母子寮の戦後史』ドメス出版
- ，1993「母子福祉の実態と課題—母子寮の事例を通して」『社会福祉研究』第56号
- 干刈あがた，1984『ゆっくり東京女子マラソン』福武書店
- ，1984『ウホッホ探検隊』福武書店
- 久田恵・酒井和子，1985『正しい母子家庭のやり方』JICC 出版局
- 久田恵・中川一徳，1992『「母さんが死んだ」の嘘』『文藝春秋』8月号
- 久田恵，1994『ニッポン貧困最前線—ケースワーカーと呼ばれる人々』文藝春秋
- 水島宏明，1990『母さんが死んだ—繁栄ニッポンの福祉を問う』ひとなる書房
- 室住真麻子，1991「現代生活における女性世帯問題」『生活問題研究』第3号
- 森田明美，1994「女性世帯を支える社会福祉的援助調査の枠組みの再検討」『東洋大学社会学部紀要』第32-1号
- 山崎美貴子，1983「わが国の単親世帯の生活課題と福祉サービスに関する考察」『社会福祉研究』第32号
- ，1985「わが国の母子寮問題の背景」重田信一編著『現代日本の生活課題と社会福祉』川島書店
- ，1985「単親世帯概念の検討」『社会福祉学』第26-1号
- 湯沢直美，1990『「豊かさ」時代の母子世帯の現況』『公的扶助研究』No.136